文化庁による記念上映の「延期」について、表現の自由を守るための声明

映画「夜明け前のうた」監督 原 義和

映画「夜明け前のうた」は、文化庁の映画賞をいただきました。その記念上映が11月6日に予定されていたのですが、文化庁は本日(5日)、その上映について「延期」の決定をしました。

延期の決定について、私は表現の自由と国民の知る権利が損なわれる重大な問題だと考えます。 映画のテーマである「私宅監置」の社会的罪責の問題について、解決を遠ざける決定です。 私は、強く抗議します。

「夜明け前のうた」は、私宅監置というかつての日本の隔離制度の実態を明らかにした映画です。 1 9 0 0 年に全国に公布された精神病者監護法に基づき、精神障害者を自宅敷地内の小屋などに隔離した制度です。

文化庁が延期の決定をした理由は、映画に登場する私宅監置犠牲者の遺族から、再三にわたって苦情が寄せられたことがきっかけです。発表によれば、「事実関係が異なる箇所がある」と遺族が抗議をしているとのことです。しかし、そのような箇所はありません。事実関係が異なるように聞こえる可能性があるナレーションについては、私が遺族の訴えを受けていた4月半ばに、修正をしました。ただ、指摘された箇所はそもそも、『歴史解釈』に関わるところであり、例えば自宅を処分して島を離れた事実をどう解釈するか、様々な解釈が成り立つことを踏まえれば、「事実関係」という言葉で発表されていることを私は認めることができません。

映画の中に間違った描写はないのです。

また、苗字や地名を伏せるなど最大限の配慮をしており、個人が特定されることはなく、遺族のプライバシーは守られています。映画で示されているお名前から遺族の方を探り当てることは、報道機関の方でもできないだろうと思います。「ご遺族の人権を傷つけ取り返しがつかなくなる等の可能性がある」とされていますが、そのような可能性は無いということを、あらためて訴えます。

この映画が、亡くなられた方々について描いている事実はすべて真実ですし、この映画の観客が、映画に登場する犠牲者のご遺族がどこにお住いのどなたかを知ることもできません。したがって、亡くなられた方の名誉が侵害されていることも、生存しているご遺族のプライバシーが侵害されていることもありません。この映画は、むしろ社会制度によって傷つけられてきた犠牲者の人権を回復したいという一念で映画を製作しています。

文化庁は、「原義和監督と遺族の間に、見解の相違がある」とも発表しています。今回のようにデリケートで難しいテーマを扱った映画において、見解の相違が生じるのは当然です。歴史解釈の問題であれば、なおさらです。

文化庁は、「当事者間の解決が図られた際には、機会を設けて上映する予定」としています。今回の遺族の訴えは感情的な反発であると私は受け止めており、当事者間で解決が図られなければ無期延期ということであるならば、上映を望まない遺族にとっては、むしろ解決されない状態が望ましいことになり、建設的な話し合いはできませんし、中止と同じことになります。似たようなことは障害者施設コンフリクトでも起こります。住民との間の解決が図られたら開設を認めるという行政の対応は、開設を認めないのと同じことで、住民との対話も進みません。

むしろ、上映することを前提に考えていただきたいのです。遺族の方が、映画で登場する犠牲者の遺族であることが知られることを恐れておられるなら、その可能性が本当にあるのかどうかを判断する必要があります。それをせずに、「延期」というのは方便です。

苦情を寄せた遺族は、映画の中の身内に関わるシーンの全削除を求めていました。それはまさに、そのようにして闇に葬られてきたこれまでの歴史を繰り返すことであり、歴史に再び蓋をしてしまうことです。

私は、私宅監置制度をつくった国家の罪責が現在まで検証もされず見逃されていることが、遺族を苦しめている大きな原因であると考えています。私宅監置制度は、隔離された当事者と家族を、檻の内と外に分けてその関係を引き裂き、家族には後ろめたさや罪意識を植えつけてしまいました。当事者だけでなく家族もまた、私宅監置制度によって苦しめられてきた被害者なのです。そのため家族は、私宅監置の事実を真っ先に隠し、闇に葬ってきました。身内の隔離のことを映画などで公にされたくないといった遺族の反発感情は、社会制度がつくり出したもので、ハンセン病患者の方とご家族の間にも見られたごく自然な感情です。

遺族の反発感情は、切り棄てられてはならない大切な訴えであると私は考えます。社会的に、皆で受け止めていかなければならない大切な問題提起です。文化庁の上映延期の決定は、遺族の感情を受け止めようとするものではなく、問題を見えないところに退け、「当事者間で解決が図られるように」と突っぱねて、社会的責任を放棄しようとする姿勢にほかなりません。

歴史的事実を発掘する場合に、亡くなっている方の名誉やその子孫の方のプライバシー等は、法的保護の範囲を超えてでも守らねばならないものなのでしょうか。それによって、歴史的事実の公開はあくまでも差し控えるべきものでしょうか。

私は、否と訴えます。事実を闇に葬ることによって、檻の内側にいた犠牲者の傷や痛みがなかったことにされてしまうからです。とてつもない人権侵害を身に受けた隔離犠牲者が、見殺しにされたままになってしまうからです。「夜明け前のうた」は、それを仕方がないこととして見逃してきた日本社会の現状に抗う映画なのです。たとえ遺族の苦情など感情的反発があろうとも、プライバシーに最大限配慮した上で歴史の闇を明らかにし、過去に学ぶことによってより良い社会を築いていく一歩にするのだという固い信念で、この映画は製作しています。それは、私宅監置制度によって傷つけられてきた犠牲者や家族の名誉を回復したいという切なる願いと祈りでもあります。

文化庁を含め、法治国家の機関は、苦情が法律上の根拠に基づいているか否かを識別し、法的根拠のない苦情によって判断を左右されないようにすることが重要なはずです。そうでなければ、国家機関と

しての公正さが失われます。今回、文化庁が下した判断は、「見解の相違」「解決が図られていない」という方便を使って、再三の苦情から逃れたものとしか見ることができません。

日本社会がどのように間違った歩みをしてきたのか。私宅監置制度によって、誰がどのように傷つけられてきたのか。上映を取りやめるのではなく、むしろ積極的に上映し共に考えていくことによって歴史を前進させていきたいと私は考えます。

映画には、社会変革の手がかりになるであろう、力があります。人びとの悩み苦しみの解放につながる、映画の力。映画の振興を図るべき文化庁には、その力を信じていただき、ぜひ良識ある再判断を望みたいと思います。

「夜明け前のうた」の文化庁映画賞受賞記念上映が、一日も早く行われ、見るチャンス、共に考えていくチャンスが取り戻されることを切に望みます。

2021年11月5日